

佐賀県酒類販売事業者支援金 ～酒類販売事業者の皆様へ～



新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う、飲食店に対する営業時間の短縮要請等の影響を特に大きく受け、売上が減少している県内の酒類販売事業者の皆様に対し、支援金を交付します。

(1) 申請受付期間

令和3年10月1日(金)から令和3年11月30日(火)まで

(2) 交付額

支援金の区分	支給対象月	売上減少率 (前年又は前々年比)	交付上限額	
			法人	個人
①国の月次支援金に対する 県の上乗せ支援金	7月～9月	90%以上	60万円/月	30万円/月
	4月～9月	70%以上	40万円/月	20万円/月
②酒類販売事業者に対する 県の月次支援金		50%以上70%未満	20万円/月	10万円/月
	30%以上50%未満			
③佐賀型酒類販売事業者 支援金(県独自の支援)	8月～10月の いずれかの月	2か月連続15%以上	20万円 (定額)	10万円 (定額)
		30%以上		
【参考】国の月次支援金	4月～9月	50%以上	20万円/月	10万円/月

- ※1 ①～③は同一月に重複受給は不可
- ※2 ①～③と佐賀型中小事業者応援金は重複可
- ※3 ③と国の月次支援金は重複可
- ※4 ①又は②を申請できない場合、
③を申請してください
- ※5 ③の申請は一度限り

支援金交付イメージ

①県の上乗せ
法人20万/月
個人10万/月

①県の上乗せ
法人40万/月
個人20万/月

①県の上乗せ
法人60万/月
個人30万/月

②県の月次支援金
法人20万/月
個人10万/月

【参考】国の月次支援金
法人20万/月、個人10万/月

③佐賀型酒類販売事業者支援金 法人20万(定額)、個人10万(定額)

8～10月

2か月連続
15%以上
7～9月

30%以上
50%未満

50%以上
70%未満

70%以上
90%未満

90%以上
7～9月

売上減少率

(3) 対象事業者

- 申請は店舗単位・事業単位ではなく、事業者単位になります。
- 酒類の製造免許又は販売業免許を有する者
- 佐賀県内に本社・本店を有する中小法人又は県内在住の個人事業主
ただし、「佐賀県時短要請協力金」を受けた又は受ける予定の事業者については、原則、酒類販売事業者支援金の対象外となります。

(4) 対象要件 (抜粋)

- 交付対象月の売上が、令和元年又は2年の同月比で一定割合以上減少
 - 現在、事業を継続しており、今後も県内で事業継続の意思があること 等
- ※各支援金の対象事業者、対象要件などの詳細については、「申請の手引き」、「よくある質問 (FAQ)」をご覧ください。

(5) 申請方法

- 郵送での申請 ※持参による申請は、感染症防止の観点から受け付けておりません。

<郵送先>

〒840-0826

佐賀市白山1丁目4-28 佐賀白山ビル3階

一般社団法人佐賀県中小企業診断協会

「佐賀県酒類販売事業者支援金」担当

※裏面には、申請者の住所及び氏名を必ず御記載ください。

※郵送料 (切手代) は、申請者側で御負担をお願いします。

お問い合わせ

(一社) 佐賀県中小企業診断協会

☎0952-28-9060

受付時間: 9:00~17:00 (平日のみ)

支援金をもらえる?? もらえない??

お問合せの前に… まずは月額売上と減少率を確認!

■「佐賀型酒類販売事業者支援金」確認シート(別添)に月額売上を記入してください

①【D】欄又は【E】欄の売上減少率が50%以上の場合

→県の上乗せ支援金

②【D】欄又は【E】欄の売上減少率が15%以上の場合

→県の月次支援金、佐賀型酒類販売事業者支援金

の対象になり得ます。詳細は、支援金フローチャートや手引きで確認ください。